

# 人事異動に関する用語解説（徳教団）

平成30年度末改訂版  
R1.12月 県教委確認済

## 1 教諭（新任教員）について

(1)採用後3年を経過した教職員は、原則として配置転換を行う。

[平成16年より]

(2)遠距離勤務は、実勤務2年間で終了する。

[平成24年より]

(3)新任教員は、採用後10年の間に（県外勤務は含まない）原則として、遠距離勤務（中距離勤務）を義務づけ、勤務形態としては、次の①～③のいずれかの場合とする。

[平成24年より]

①遠距離（中距離）勤務 → 本拠地または、通勤可能な範囲

②近距離勤務（3年） → 遠距離（中距離）勤務

→ 本拠地または、通勤可能な範囲

③近距離勤務（3年） → 近距離勤務（2～3年）

→ 遠距離（中距離）勤務 → 本拠地または、通勤可能な範囲

○平成21年度～23年度採用者で、現在遠距離勤務の者については、3年間の勤務とし、実勤務1年間（1年度）で義務が終了する。

○平成21年度～23年度採用者で、現在近距離勤務の者については、上記②～③のいずれかを希望し、異動後は、新ルールを適用する。

○平成21年度以前の採用者で、現在近距離勤務の者については、原則として、遠距離勤務を実施する。ただし、条件については、新ルールを適用する。

### 〈遠距離勤務〉

- ・自宅から勤務先までが約40Km以上の勤務
- ・実勤務2年間で終了、希望により3年勤務することができる。

### 〈中距離勤務〉

- ・自宅から勤務先までが約20Km以上約40km未満の勤務とする。
- ・原則として本拠地と異なる市町村での勤務とし、実勤務3年間で終了とする。

### 〈近距離勤務〉

- ・自宅から勤務先までが約20Km未満の勤務とする。

○遠距離勤務・中距離勤務を決定するのは県教育委員会である。

○養護教諭には中距離勤務は適用されない。

## 2 教諭（中堅教員）について

- (1) 計画交流（計交）＝市町村教委からの推薦を受け、県教委面接あり。
  - 「へき地計画交流」と「平地計画交流」
  - 遠距離勤務（本拠地から約40km以上）及び勤務期間3年間が原則
  - 勤務期間満了後は、原則として出身郡市内に転任
  - 教頭任用の受審年齢引き下げ条件の1つであったが、計画交流等の多用な勤務経験を重視すると要綱に記載されている。
- (2) 管区外交流（管交）＝隣接する管区との人事交流で普通異動。
  - 同一市町村勤務の年数がひとつの目安。〔平成16年度末より〕
- (3) 市町村立学校・県立学校間交流
  - 勤務年数が3年以上の者で、適任者を市町村教委・県立学校長が推薦する。
  - 被推薦者のうちから県教委が選考し、「市町村立・県立校種間交流者名簿」に登載される。
  - 勤務期間は原則として3年
  - 市町村委員会の推薦に係る市町村立・県立校種間交流者で勤務期間を満了した者は、原則として出身管区内に転任
  - 市町村立から県立中学校への異動は交流でなく、普通異動。
- (4) 校種間の交流の推進＝小学校と中学校との交流
  - 小中両方の免許を所有する者
  - 交流は3年を基本。新任遠距離扱い（3年）も可。交流終了後は元の校種に異動。
  - 個人希望票に記入欄あり。
  - 希望者の中から、県教委が交流者を決定し、人事配置を行う。
- (5) 生徒指導主事＝原則5年を限度とする。
  - ※主事終了者はできる限りその校にとどめ、協力体制をとる。

## 3 養護教諭・栄養教諭・学校事務職員・学校栄養職員について

- (1) 新任＝遠距離勤務3年間を原則とする。
  - （栄養教諭への任用替え者は除く）
- (2) 年齢順遠距離勤務
  - 年齢順に遠距離勤務を行う。通勤・泊勤務の選択は本人の自由意志による。（勤務先が決まってから決定する。）
  - 勤務期間は、泊勤務・通勤いずれも2年を原則とする。
    - 〔平成16年度末より〕

○年齢順遠距離勤務1回目該当者は、採用後8年経過以降の者で、年齢順位の上位の者からとする。年齢順遠距離勤務2回目該当者は、年齢順位の上位の者からとなる。

○年齢順遠距離勤務者を少なくするための措置として、へき地等に生活の本拠がある者については、年齢順遠距離勤務保留者となる。

○年齢順遠距離勤務の先取りは原則としてしない。

※人数が予定者の都合で確保されない時は、年齢順に先取り希望者を募る。(その校2年以上の者)

○年齢順遠距離勤務終了者は、通勤可能範囲への転任となる。

### (3) 市町村立学校・県立学校間交流

○学校事務職員は人事交流なし。栄養職員は3年を原則。

○市町村立から県立中学校への異動は普通異動。

## 4 管理職（教頭）について

新任教頭は、3年間の遠距離勤務を原則とする。

[平成16年度末より]

## 5 公募制について＝令和元年度末も中止

○平成18年度末より新規に始められたが、令和元年度末異動でも実施しない。

## 6 その他の留意事項

1 配置転換に当たっては、勤務歴点に偏りが起こらないよう、通勤距離等について考慮する。 [平成16年度末より]

2 その校の在籍年数が少なくとも2年以上の者でなければ、原則として異動を行わない。5年を越える者については、原則として配転を行い人事の刷新に努める。

3 その校10年以上（養護・事務・栄養は5年）の在籍者は、特別な場合を除き配転とする。（鳴教大、在外日本人学校、長期研修生等への派遣期間を除いた実勤務年数）